

北海道伊達市 入湯税一部改定の お知らせ

大滝ナイアガラ滝

入湯税は、環境衛生施設などの整備や観光振興に必要な費用の財源として、鉱泉浴場における入湯行為に対して課され、入湯客の皆さまにお納めいただく税金です。

伊達市では、このたび、伊達市税条例の改正を行い、一部の施設における一般入湯客・宿泊1泊分の入湯税を150円から300円に改定することといたしました。

引き上げた入湯税は、新たに設置した伊達市大滝区観光振興基金に積み立てし、魅力ある大滝区の観光振興事業の貴重な財源として活用させていただきます。

何とぞ、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

■ 令和2年10月1日から令和12年3月31日までの入湯税について（一般入湯客・宿泊1泊）

入湯客の区分	税率	摘要
① 一般入湯客・宿泊1泊 (以下の②に該当する者を除く)	300円	※大滝区北湯沢温泉の3施設が該当します。 ・緑の風リゾートきたゆざわ ・きたゆざわ森のソラニワ ・北湯沢温泉郷 湯元 ホロホロ山荘
② 1泊の宿泊料金等が6,000円を超え、かつ当該施設の総客室数が20室を超える施設以外の宿泊施設における一般入湯客・宿泊1泊	150円	※小規模な旅館・民宿等施設が該当します。

注1) 年齢12歳未満の者、修学旅行の中学生は課税されません。

注2) 令和2年9月30日からその翌日にかけての宿泊に係る入湯税は、従前の150円となります。

注3) 入湯客の区分②の宿泊料金は、当該宿泊に係る飲食料金及びサービス料を含む金額です。ただし、消費税額地方消費税額その他の税額に相当する金額を除きます。

【お問い合わせ先】 伊達市企画財政部税務課市民税係
TEL: 0142-82-3146

伊達市経済環境部商工観光課商工観光係
TEL: 0142-82-3209